

特別徴収の開始月と提出締切日

課税年度	年	特別徴収開始月	提出締切日 ※閉庁日の場合は翌営業日
令和6年度	令和6年 (2024)	7月	6月10日
		8月	7月10日
		9月	8月10日
		10月	9月10日
		11月	10月10日
		12月	11月10日
	令和7年 (2025)	1月	12月10日
		2月	1月10日
		3月	2月10日
		4月	3月10日
令和7年度	令和7年 (2025)	6月	4月10日

※特別徴収開始月の前月10日（必着）までにご提出ください。前月10日が閉庁日の場合は、翌営業日を提出期限とします。

※普通徴収の納期限が迫っている場合、上記の提出締切日に関わらず、納期限が到来するまでに特別徴収への切替届出書をご提出ください。

※二重納付防止のため、特別徴収へ切り替える普通徴収の納付書（納期限前のものに限る）は、なるべく特別徴収への切替届出書に同封してご提出ください。

※65歳以上の公的年金等を受給されている方は、年金所得に係る住民税を給与から特別徴収することはできません。